

質問第九十二号

農地買上手数料に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年五月十六日

板野勝次

参議院議長 松平恒雄殿

農地買上手数料に関する質問主意書

一、農地買上賣渡に際し、農地委員会は手数料の徴收をしないことになっているが、最近各地においてこれに違反する事実が起きている。政府はこの違反に対して黙認せしめるような措置をとっているのか。

二、この違反事実に対し告発手続をとつた場合政府はこれを取り下げるよう懲ようし、放置せしめるような措置をとっているのか。

三、例えば神戸市須磨区農地委員会は一反につき手数料五百円、登記料三百計八百円を小作人から取つてゐる。

被害者がこの違反事実を須磨警察署に告発したのに対し、警察署はこれを放置している。

右の事実に対し政府はいかなる措置をとるつもりか。